

最近の官庁営繕行政について

■主要施策

1. 国公有財産の最適利用……………P1
2. 品確法等改正及び円滑な施工確保対策 ……P6

■報告事項

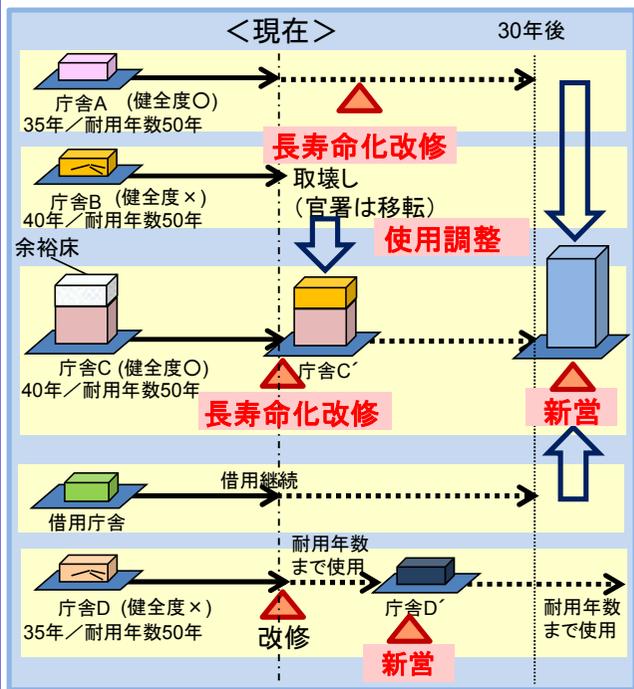
1. 霞が関地区の整備状況……………P11
2. 官庁施設における雨水利用の推進 ……P14
3. 官庁営繕部政策レビュー評価書の概要……………P16

主要施策 1. 国公有財産の最適利用

「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて官庁施設の老朽化対策を総合的に実施し、既存施設を徹底利活用する。これにより、官庁施設をより長く安全に使用することができるようになるとともに、トータルコストの縮減が図られる。

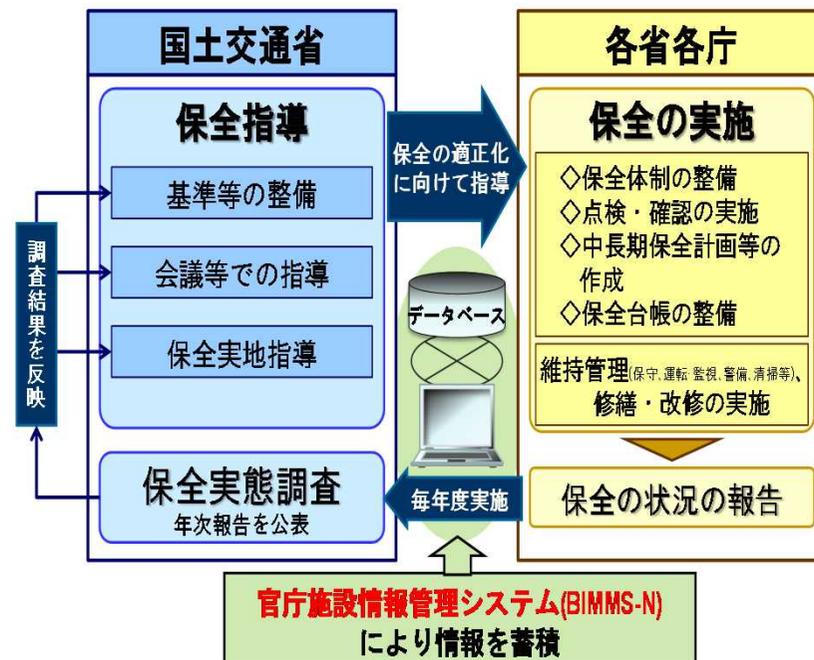
「長寿命化改修」の推進

中長期整備構想に基づいて「長寿命化改修」を推進し、**65年程度の使用を目指す**(現状の平均は約40年)



「保全指導」の一層の強化

BIMMS-Nの活用等を通じて「保全指導」を一層強化し、**良好な施設の割合80%(平成29年度まで)**を目指す(現状60%)



「施設カルテ」を活用した提案

「施設カルテ」を活用し、施設の運用上の提案等を行う。

施設の問題点やニーズの把握

- 【基本情報】 施設名、構造規模 等
- 【安全安心】 耐震、津波、災害対応 等
- 【使い勝手】 バリアフリー、省エネ 等
- 【経年劣化】 主要部位・設備の状況 等

施設カルテに記録・蓄積

「ホームドクター」としてソフト・ハードの総合的対策のための技術支援等を実施

既存施設の徹底利活用を推進し、官庁施設の長寿命化を図る

国と地方公共団体等が相互に連携し、既存施設の有効活用や課題の解決に向けた調整を行い、**地域における国公有財産の最適利用**を図る。

経済財政運営と改革の 基本方針2015

第3章5-[2]社会資本整備等
(賢く使う観点からの取組)

「関係府省・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ同計画(※)の策定や、**国公有財産の最適利用を加速**するとともに、コンパクトプラスネットワークによる集約・活性化や施設の効率的な維持管理・更新を行う」

※公共施設等総合管理計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略

Ⅲ-2-(4)-(エ)人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

「公共施設等の維持管理・更新の課題に対し、循環型社会の視点も踏まえ、真に必要なストックを賢くマネジメントすることが重要となっている。とりわけ、**国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ公共施設等の集約化・活用を進め(略)**」

国土交通省地方整備局等

官庁施設整備構想

一定地域内の庁舎について、地方公共団体の施設との連携も考慮しつつ最適な中長期の計画を策定する。策定に当たっては、財務局等の意向を踏まえ合理的なものとする。

財務局

取得調整計画

庁舎を新規に整備する際の審査

使用調整計画

既存庁舎の最も有効活用に関する審査

庁舎、普通財産の現況データ

監査等を活用した国有財産の現況把握

連携

地方公共団体

公的施設の耐震化等計画

庁舎等の耐震化、待機児童解消、高齢化対策

- 公的施設の現状
- ・ 老朽施設、不要施設(遊休地)の増加
- ・ 財政難による整備の遅れ
- 中長期的なまちづくり計画の策定

想定される連携成果の例

- 地公体施設との合築、利便施設※の併設
- 双方の施設の空きスペースへの入居
- 施設建設用地の交換

※利便施設: 保育所、託児所、診療所、福祉施設、教育施設等

国公有財産の最適利用については、これまで、シビックコア地区による都市拠点の形成、地域の景観を活用した観光地域づくり、地域における行政・福祉等のサービスの集約化等を進めている。

今後も、国公有財産についての情報の共有等、**地方公共団体、関係機関との連携を進め、地方創生の実現に寄与**する。

シビックコア地区による都市拠点の形成

地域の特色や創意工夫を生かしつつ、都市拠点の形成、良好な市街地環境の形成の実現に寄与



【浜松シビックコア地区 13.4ha】
庁舎と地域情報センター（浜松市）の間に広場を共同整備（浜松地方合同庁舎）

【釧路シビックコア地区 5.6ha】
子ども遊学館等と敷地を一体的利用（釧路地方合同庁舎）

地域の景観を活用した観光地域づくり

国の庁舎整備を通じて、観光振興による活力ある地域の形成の実現に寄与

- ・地域の景観形成に配慮した施設整備
- ・地域に根ざした景観の保存等



地域に根ざした景観の保存（横浜税関本関）

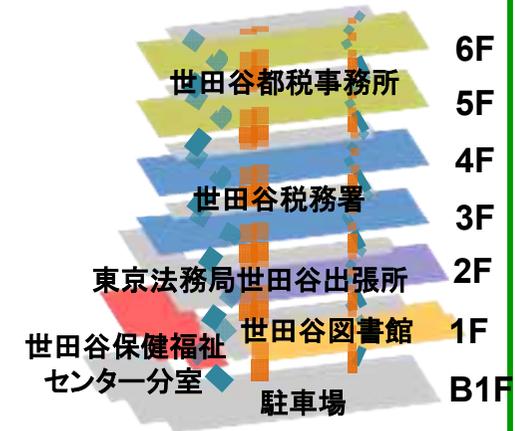
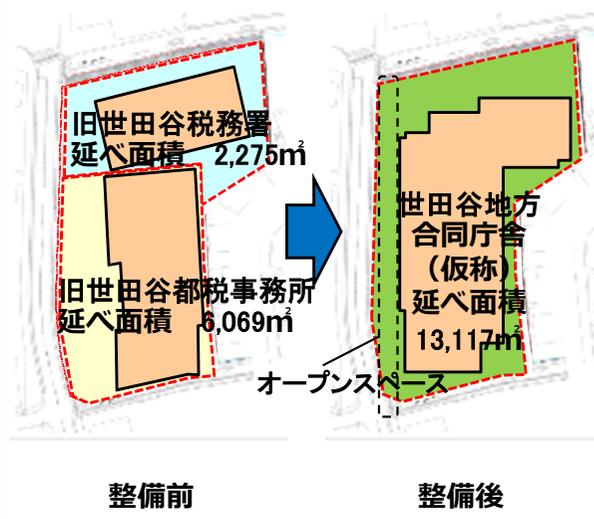
地域における行政・福祉等のサービスの集約化

国の庁舎整備を通じて、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に寄与

- ・公共施設等の集約・複合化、空床相互融通
- ・地域の便民施設（保健施設、図書館、保育所等）との併設



完成イメージ



国・都・区の3者による集約・複合化（世田谷地方合同庁舎(仮称)）

平成18年7月建議「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」を踏まえ、地方整備局等において、**国公有財産の最適利用を考慮した「地域における官庁施設整備構想」(全国で331地域)**を策定。本省において、基本方針と重要な課題についての現況と対応の方向性をとりまとめ(本構想)、**年度毎にその内容を見直し**。

基本方針

官庁施設が国民に良質な行政サービスを提供する基盤としての役割を果たすため、重点的に取り組むべきテーマ

(1)防災・減災 (2)機能維持 (3)利便性向上・まちづくりへの寄与 (4)環境対策 (5)公共建築の先導的役割

特に重要な課題である**防災・減災と機能維持の観点から整備量を推計**

官庁施設の耐震化

・耐震診断結果等を公表した官庁施設(2,653棟 約770万 m^2)の約89%(約690万 m^2)は耐震化済み(平成26年度末時点)

・平成28年度以降、**耐震改修すべき施設は30万 m^2 程度**、必要な費用は概ね**360億円**と推計



・平成32年度末で**耐震化率95%**を目標

・災害時に**応急対策活動**を行う部局が入居する**中央省庁**の庁舎は、平成34年度末までに**耐震性能を確保**

官庁施設の機能維持

平成26年度末時点で、新築工事について官庁営繕部が原則として予算措置を行う施設(合同庁舎、税務署、海上保安署、気象台等)は約550万 m^2 (うち合同庁舎は約390万 m^2)

(1)長寿命化を図るべき施設

- ・約47%(約250万 m^2)の施設が築後30年以上経過(築後経過年数平均は30年)
- ・そのうち、**長寿命化を図るべき合同庁舎は130万 m^2 程度**、改修費用は概ね**880億円**と推計
- ・近年廃止された施設の平均使用年数は約37年であり、今後、長寿命化を図る施設は65年程度を目標

(2)更新すべき施設

- ・今後10年程度の間には既存施設を廃止し、**新たな執務空間を確保することが望ましい施設は、55万 m^2 程度**
- ・そのうち、**優先的に整備すべき施設は35万 m^2 程度**、整備費は概ね**1,200億円**と推計

より一層の効果的・効率的な官庁施設の整備・活用を推進
老朽化の進む官庁施設の機能を良好に維持・確保

主要施策 2. 品確法等改正及び円滑な施工確保対策

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

>H26.4.4
 参議院本会議可決(全会一致)
 >H26.5.29
 衆議院本会議可決(全会一致)
 >H26.6.4
 公布・施行

<背景>

- ダンプ受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ **現在及び将来の**公共工事の品質確保
 - ・ 公共工事の品質確保の**担い手の中長期的な育成・確保**の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の**中長期的な育成・確保**
 - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の**維持管理の実施**
 - ・ 災害対応を含む**地域維持**の担い手確保へ配慮
 - ・ **ダンプ受注の防止**
 - ・ **下請契約を含む**請負契約の適正化と公共工事に従事する者の**賃金、安全衛生等の労働環境改善**
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による**調査設計(点検・診断を含む)**の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- **担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保**できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した**予定価格の適正な設定**
 - **不調、不落**の場合等における**見積り徴収**
 - **低入札価格調査基準**や**最低制限価格**の設定
 - **計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更**
 - **発注者間の連携の推進** 等
- 効果 →
- ・ **最新単価や実態を反映した予定価格**
 - ・ **歩切りの根絶**
 - ・ **ダンプ受注の防止** 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- **技術提案交渉方式** →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- **段階的選抜方式** (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- **地域社会資本の維持管理に資する方式** (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- **若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価**

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に**緊密な連携**を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示 (**基本方針を改正**)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の**運用指針を策定**

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせで適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

改正品確法を踏まえ、公共建築工事の品質確保とその担い手確保に資するため、**予定価格や事業実施の適正化が図られるよう公共工事発注者の支援を充実。**

品確法	主な対策	今後のさらなる対策
● 適正な予定価格の設定	OH27.1:「営繕積算方式活用マニュアル」の作成・公表 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定のため、「公共建築工事積算基準」に基づく積算方式を解説	● 『公共建築相談窓口』で引き続き支援
	OH27.3:「営繕工事積算チェックマニュアル」の作成・公表 積算数量の拾い忘れ・違算の防止と精度向上のため、積算業務の各過程でチェックすべき項目や数量確認に資する数値指標を整理	● 数量積算の適正化対策の検討
● 適切な工期設定	OH27.3:「工期設定の基本的考え方」の作成・公表 適切な工期設定、確保のため、発注者における工期の設定に際して講ずべき方策と留意事項を整理	● 『公共建築工事版』として策定 ● 『工期設定の留意事項と事例集』とりまとめ
● 適切な設計変更	OH27.5:「設計変更ガイドライン(案)」の改定・公表 受発注者責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施等のため、設計変更や工事一時中止における留意事項等を整理	● 『Q & A』のとりまとめ
● 発注者間の連携の推進	OH27.5～:「発注者支援事例集」のとりまとめ 十分な体制が確保できない発注者を支援するため、都道府県とも連携し、発注者支援機関の紹介、発注者支援メニューの事例を紹介	● 『事例集』作成後、HP、出前講座等で情報提供

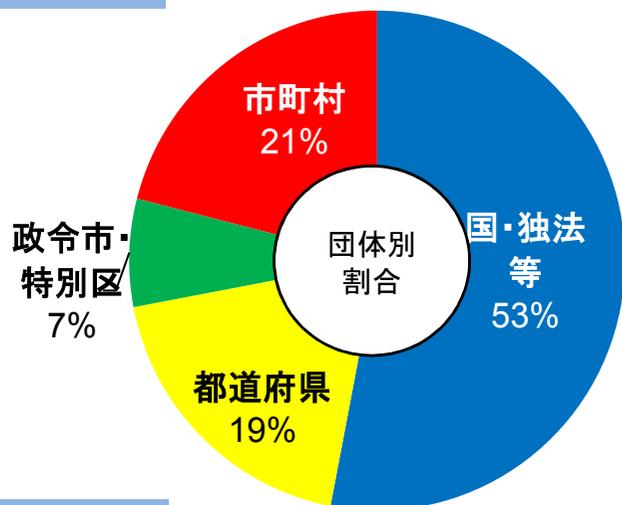


各種対策の地方公共団体等への普及・促進を図り、**公共建築工事の円滑な施工、品質及び担い手の確保に寄与**

公共建築工事の確実かつ円滑な施工確保を実施するため、本省・地方整備局等に設置した**公共建築相談窓口**において、きめ細かな対応を実施。

- 相談件数 **2,259件**(平成26年度)
- 主な相談内容 積算、設計、入札手続き、不調・不落対策、スライド条項適用方法等

相談団体の割合

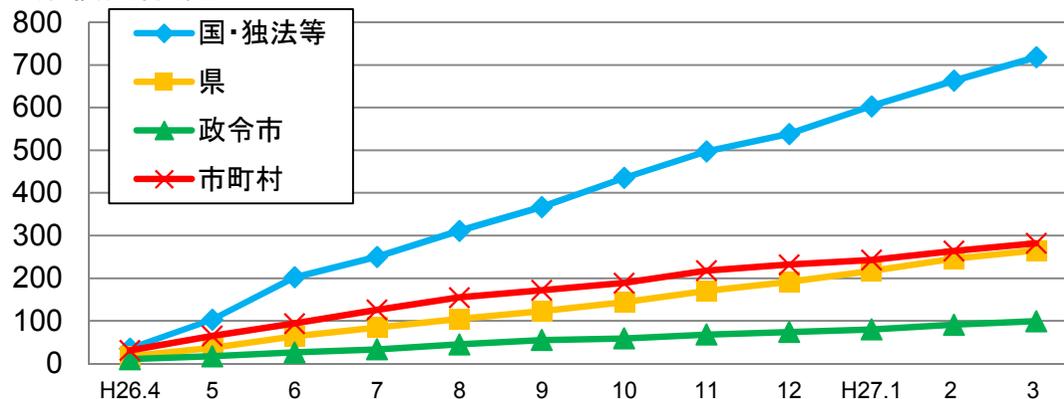


相談内容の内訳

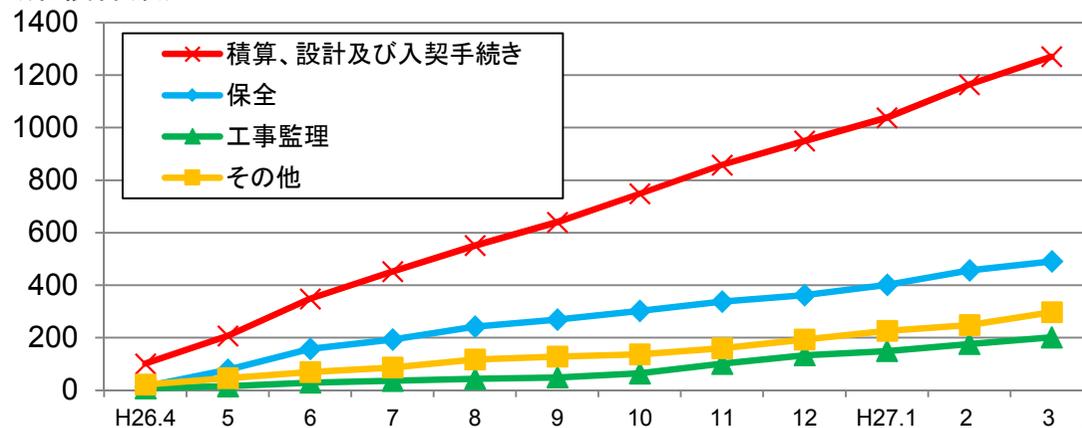
相談内容	延べ件数	割合
積算、設計及び入札手続き	1,270	56%
保全	491	22%
工事監理	201	9%
その他	297	13%
合計	2,259	

累積(月毎)

(累積団体数)

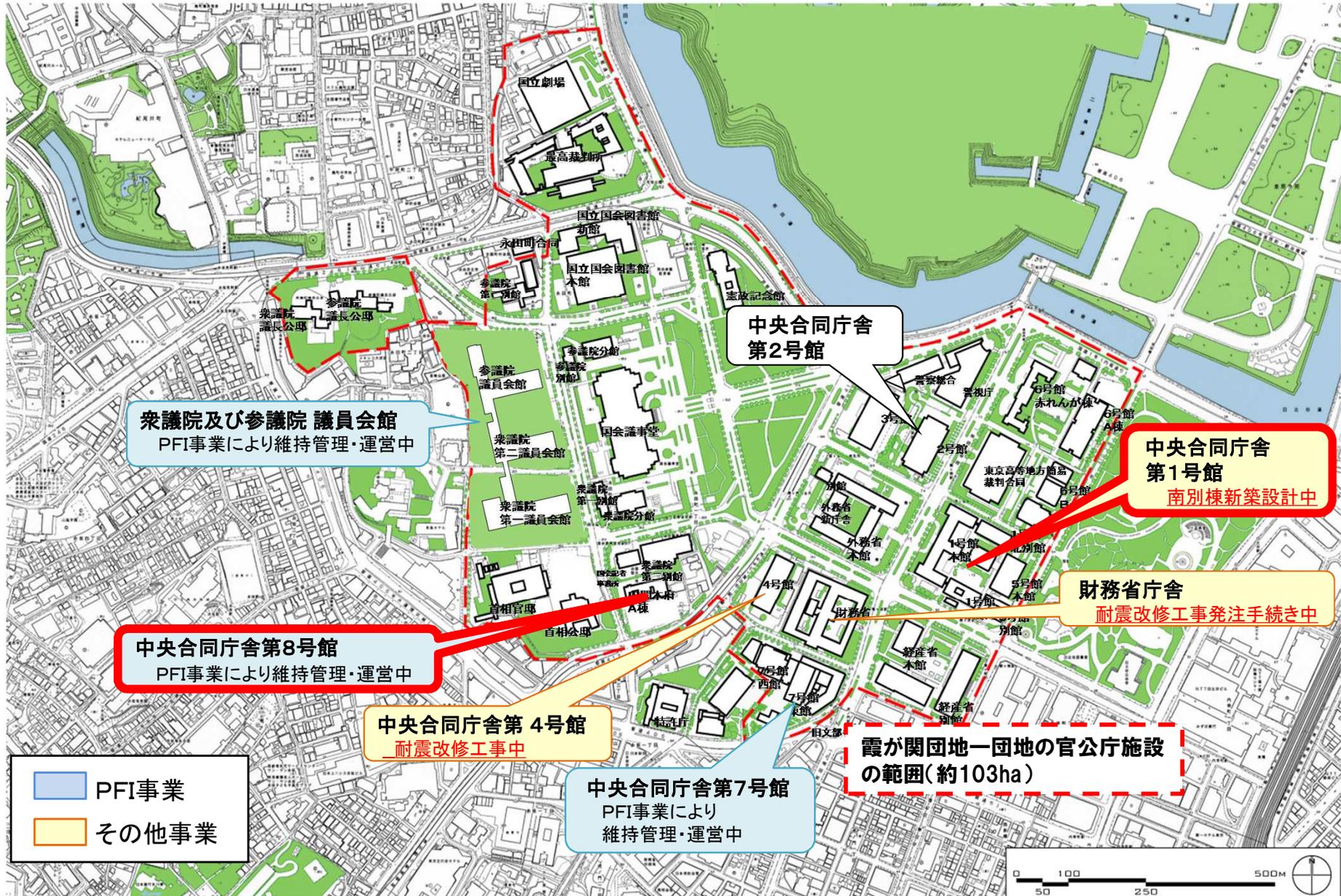


(累積件数)



報告事項 1. 霞が関地区の整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。現在、中央合同庁舎第1号館南別棟の設計に着手(27年度中に工事着手予定)。



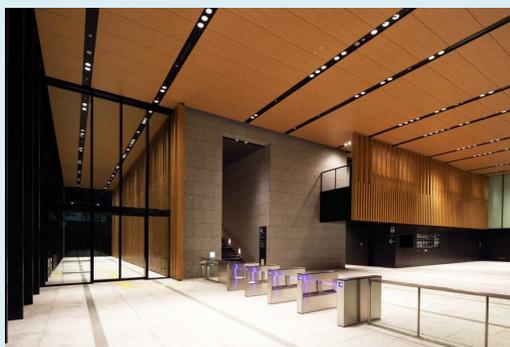
■ 中央合同庁舎第8号館整備等事業

- 総理大臣官邸と調和する石垣・桜並木を整備することや、8号館と内閣府庁舎の壁面線・列柱が並ぶよう外観を揃える等、**地区全体の景観の形成や歩行空間の連続性等に配慮**している。
- 免震構造とし、ヘリポートを設置する等、危機的事象に備えた庁舎機能を有し、**首都直下地震発生時における業務継続の確保**を図っている。

事業内容	8号館の施設整備、内閣府庁舎の改修 8号館・内閣府庁舎の維持管理・運営
事業期間	H22.2.17～H36.3.31 8号館の完成(H26.3.31)
構造・規模(8号館)	RC-15-3(免震構造) 延床面積約52,000㎡
事業方式	BTO方式(サービス購入型)
入居官署	内閣官房、内閣府



左:内閣府庁舎 右:8号館



玄関ホール(木材利用)

■ 中央合同庁舎第1号館南別棟新築

- 木造庁舎とし、木材を積極的に活用することにより、**環境保全対策の推進に寄与**する。

事業内容	保育所及び庁舎の整備
事業期間	H27～設計・工事(予定)
構造・規模	木造(耐火建築物)平屋建 延床面積約260㎡



中央合同庁舎第1号館 配置図

報告事項 2. 官庁施設における雨水利用の推進

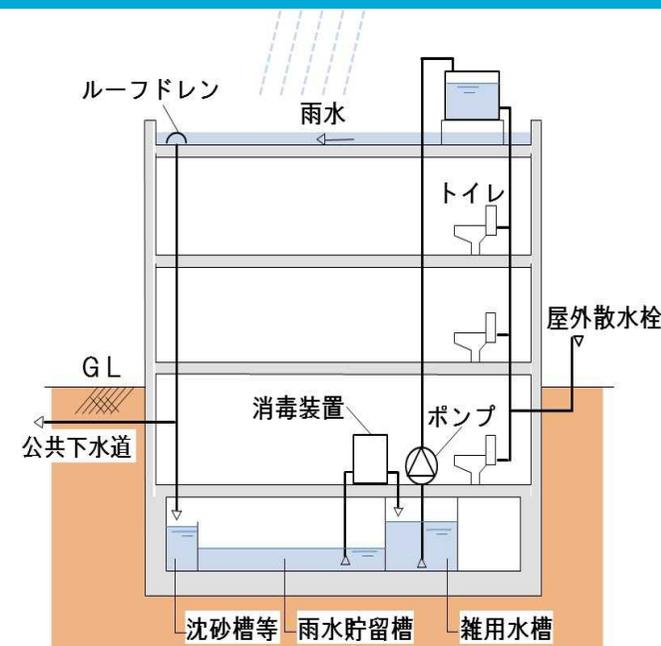
これまでの取組

官庁施設の整備において渇水対策や水資源の有効利用等の観点から、雨水利用システム導入を推進してきたところ

雨水の利用の推進に関する法律【平成26年5月1日施行】

雨水の利用を推進することで、**水資源の有効な利用**を図り、あわせて下水道、河川等への**雨水の集中的な流出の抑制**に寄与することを目的とする。

※**雨水の利用**：雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用等に使用すること
(災害時における使用に備えて確保することも含む。)



雨水利用システムの整備イメージ

国等における雨水利用の施設の設置に関する目標【平成27年3月10日閣議決定】

国及び独立行政法人等は、**建築物を新たに建設するに当たり**、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、**原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。**

ただし、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適当な建築物は除く。

雨水の利用の推進に関する基本方針【平成27年3月10日国土交通省告示】

- ① 雨水の利用の推進の意義に関する事項
- ② 雨水の利用の方法に関する基本的な事項
- ③ 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項
- ④ 雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項
- ⑤ その他雨水の利用の推進に関する重要事項

法施行を踏まえた今後の取組

- 目標及び基本方針に基づき、官庁施設における**雨水利用を一層推進**する。
- より効果的な雨水利用を推進するため、**計画、設計に係る基準類の改定**に向けた検討を進める。

報告事項 3. 官庁営繕部政策レビュー評価書の概要

I 評価の目的・必要性

官庁施設の整備・保全に関する施策について、これまでの実施状況や効果について評価を行うことにより、施策の実施に係る課題やその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。

II 対象政策・評価の視点・評価の手法

「環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進」をテーマに、これまで取り組んできた主要施策を一度網羅的に総括する施策を次の5つに分類し、アンケート等の調査と過去のデータを整理・分析し、レビューの検討を実施した。

1. 防災・減災（災害応急対策活動の円滑化、在庁者の安全確保等）
2. 機能維持（施設機能・安全性の維持、長寿命化等）
3. 利便性向上・まちづくりへの寄与（施設利用の円滑化等）
4. 環境対策（CO2排出量の削減、木材利用量の拡大等）
5. 公共建築の先導的役割（公共建築の質的・技術的向上への寄与等）

図 政策レビューの全体構成（ロジックモデル）

